



令和3年度 子育て世帯への 臨時特別給付のご案内

1. 支給対象者

①**養育要件**のア～オのいずれかに該当し、かつ②**所得要件**に該当する平成15年4月2日から令和4年3月31日生まれの児童を養育している方となります。(里親の方、児童福祉施設等の設置者も対象となります。)

①養育要件

- ア 横浜町から令和3年9月分の児童手当が支給されている方(公務員以外)・令和3年9月・10月生まれで横浜町に児童手当の申請書を提出した方(公務員以外)
- イ 所属庁から令和3年9月分の児童手当が支給されている方(公務員)
- ウ 令和3年9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童のみを養育する父母等のうち、令和2年の所得の高い方
- エ 令和3年11月1日以降に生まれた児童について、横浜町から令和3年12月分以降の児童手当が支給されている方(公務員以外)
- オ 令和3年9月1日以降に生まれた児童について、所属庁から令和3年10月分以降の児童手当が支給されている方(公務員)

②所得要件

令和2年の所得が、児童手当の所得制限限度額未満の方

児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人以上
所得額	622万円	660万円	698万円	736万円	1人増加につき 38万円加算

- ※ 所得制限限度額以上の場合(児童1人あたり5千円の特例給付の対象となっている場合)、支給対象者にはなりません。
- ※ 世帯の合算ではなく、保護者それぞれについて単独の所得で判定します。
- ※ 扶養親族等の数は、所得税法に基づく同一生計配偶者および扶養親族の合計数です。
- ※ 扶養親族が老人(70歳以上)に該当する場合は1人につき38万円ではなく、44万円を加算します。また、申し出により70歳以上の同一生計配偶者については、44万円を所得限度額に加算することができます。
- ※ 所得とは、総所得(注)、退職所得、山林所得、土地等に係る事業所得等、長期譲渡所得(土地・建物等)、短期譲渡所得(土地・建物等)、先物取引に係る雑所得等、特例適用利子等、特例適用配当等、条約適用利子等、条約適用配当等の合計額になります。
- (注) 給与所得(源泉徴収票の「給与所得控除後の金額(調整控除後)」欄の金額)、事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、一時所得、雑所得、譲渡所得(土地・建物等以外)の合計額。給与所得又は公的年金等を有する場合、その合計額から10万円を控除します。
- ※ 控除は雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、障害者控除27万円(特別障害の場合は40万円)、ひとり親控除35万円、寡婦控除27万円、勤労学生控除27万円、定額控除一律8万円です。

2. 支給額

対象児童 1人につき、10万円

手続きの方法などについては裏面に続きます。必ずご確認ください。

3. 給付金の支払い手続き

	ア	イ	ウ	エ	オ
養育要件	横浜町から令和3年9月分の児童手当が支給されている方(公務員以外)・令和3年9月・10月生まれで横浜町に児童手当の申請書を提出した方(公務員以外)	所属庁から令和3年9月分の児童手当が支給されている方(公務員)	令和3年9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童のみを養育する父母等のうち令和2年の所得の高い方	令和3年11月1日以降に生まれた児童について、横浜町から令和3年12月分以降の児童手当が支給されている方(公務員以外)	令和3年9月1日以降に生まれた児童について、所属庁から令和3年10月分以降の児童手当が支給されている方(公務員)
手続き	申請不要 令和3年12月24日に5万円支給済み (残り5万円は後日支給)	申請が必要	申請が必要	申請が必要	申請が必要

※ 申請が必要な方の給付金支給時期については、月の中旬までに申請の方は、申請月の月末に支給する予定となっております。(詳しくは、申請後発行される支給決定通知書にてご確認ください。)

※ 児童手当の手続きの際、対象児童の高校生等の兄又は姉を養育する児童として届け出している場合は、「ア」に該当します。令和3年9月30日時点で養育する高校生等を届け出していない場合、その児童については申請が必要となります。

● 申請書の添付書類の例 ※申請する方によって必要な添付書類が異なります。

給付金振込口座を確認できる書類の写し(通帳やキャッシュカードの写し)
保護者と児童の住民票(原本のみ・令和3年9月30日時点で養育する児童と別居している方のみ)
児童手当の受給が確認できる書類の写し(児童手当を受給している公務員のみ)

● 申請書の配布場所

申請が必要な世帯には申請書を送付しましたが、申請書が必要な方は、下記担当にご連絡下さい。申請書を郵送いたします。また、申請書は横浜町ホームページからもダウンロードできます。

● 申請書の提出方法

下記あて先に提出または郵送してください。
〒039-4145 青森県上北郡横浜町字寺下35番地 横浜町役場 福祉課

● 申請受付期間

令和4年1月4日(火)～令和4年3月31日(木)

必着

(上記「オ」に該当する方のうち、令和4年3月に子どもが生まれた方については、令和4年4月13日(水)必着。)

● DV被害を受けている方へ

DV被害者の方については、配偶者の各種健康保険における被扶養者となっていないことを条件として、保護命令又は支援措置を受けている、あるいは配偶者から暴力を受けていることを証明する書類が発行されていれば給付金の支給を受けることができますので、下記担当にご連絡ください。

お問合せ先(担当)

横浜町 福祉課【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金担当】
電話 0175-78-2111

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。ご自宅や職場などに横浜町から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに横浜町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。